

盛土規制法に関するQ & A

R7.1 1.1 9時点

【1】許可申請の手続き.....	3
Q 1-1 許可の申請者は誰になりますか。.....	3
Q 1-2 工事を行う土地の所有者の同意は、全員分必要ですか。.....	3
Q 1-3 住民への周知の方法として、説明会は必須となりますか。.....	3
Q 1-4 申請書や届出書に押印は必要ですか？.....	3
Q 1-5 盛土タイプの判断はどうやって行えばいいですか。.....	3
Q 1-6 住民への周知は、許可申請の何日前までに実施すればよいですか。.....	4
Q 1-7 資力信用確認書類の「直前3年の所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類」とは何を添付すればよいですか。.....	4
Q 1-8 設計者の実務経験や工事施行者の過去の実績はそれぞれどのようなものが認められますか。.....	4
Q 1-9 役員の中に、海外在住の方や外国籍の方がおり、住民票を取得することが難しいのですが、どのような書類を提出すれば良いでしょうか。.....	5
【2】許可の対象等.....	5
Q 2-1 平地における埋立ては、許可の対象となりますか。.....	5
Q 2-2 許可の対象規模の判断はどのように行えばいいですか。.....	5
Q 2-3 事業区域の中で盛土の形状が異なる区域が存在する場合、許可の要否の判断はどのようにすればいいですか？.....	6
Q 2-4 グラウンド等に土石を薄く敷き均す場合でも、許可の対象となりますか。.....	7
Q 2-5 地下埋設物等の設置のため平地を床掘する行為は、許可の対象となりますか。.....	7
Q 2-6 調整池を造るために行う掘削（床掘）も、許可が必要になりますか？.....	7
Q 2-7 切土により山がなくなり、平坦になる場合であっても、許可は必要になりますか。.....	7
Q 2-8 田畑転換等のために行う盛土や切土は、許可の対象となりますか。.....	7
Q 2-9 土地利用事業の承認を受けた工事は、許可の対象となりますか。.....	8
Q 2-10 本体工事に伴い、一時的に仮置きするものは、許可の対象となりますか。.....	8
Q 2-11 公共事業として行う工業団地等の造成は、盛土規制法の許可が必要となりますか。...	8
Q 2-12 建築物の建築に伴う造成は、許可の対象になりますか？.....	9
Q 2-13 敷地内道路や駐車場等のアスファルトやコンクリート舗装の造成は許可が必要になりますか？.....	9
Q 2-14 宅地分譲に係る800平米の造成を400平米ずつ時期を分けて実施する予定です。造成時期がどの程度、離れていれば許可要否の判断の際に造成面積が合算されないでしょうか。.....	10
Q 2-15 擁壁の改修は許可が必要になりますか？.....	11

Q 2－1 6	既存崖に擁壁を設置する場合に許可は必要になりますか？.....	12
Q 2－1 7	盛土規制法の許可等が不要となるケースとして、「災害の発生のおそれがないと認められる工事」として、どのようなものが挙げられますか？.....	13
Q 2－1 8	廃棄物処理施設で行う盛土・切土は許可は必要になりますか？.....	13
Q 2－2 0	既存の崖の上に盛土等を行う場合、崖の高さの判断は既存崖の高さを含みますか？..	13
Q 2－2 1	複数の崖がある場合、どのように判断されますか？.....	14
【3】令和7年5月25日以前に着手済みの工事.....		14
Q 3－1	現在着手している工事については、盛土規制法に基づく規制区域の指定後、新たに盛土規制法の許可を取る必要はありますか。.....	14
Q 3－2	令和7年5月25日までに完了した工事についてどのような手続きが必要となりますか？14	
【4】都市計画法の開発許可.....		14
Q 4－1	都市計画法の開発許可を受けた工事でも盛土規制法の許可を受ける必要はありますか。14	
Q 4－2	都市計画法の開発許可を受けた工事について、現場に掲示する標識は都市計画法の標識で兼ねることはできますか。.....	15
【5】既存盛土.....		15
Q 5－1	盛土規制法に基づく規制区域の指定前に造成した盛土等でも、盛土規制法の対象になりますか。.....	15
【6】定期報告・中間検査・完了検査.....		15
Q 6－1	定期報告の対象となる条件である「盛土又は切土をする土地の面積が3,000 m ² 超となるもの」の面積の判断は、盛土や切土の厚さが30cm以下の箇所を除外して面積を算定しますか。.....	15

【１】許可申請の手続き

Q１－１ 許可の申請者は誰になりますか。

A 申請者は工事の工事主になります。工事主とは、工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。（盛土規制法第２条第７号）

Q１－２ 工事を行う土地の所有者の同意は、全員分必要ですか。

A 工事を行う土地の所有者全員の同意は必要です。また、所有者のほか、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ることが必要となります。

Q１－３ 住民への周知の方法として、説明会は必須となりますか。

A 盛土規制法施行令第７条第２項第２号に規定する土地（溪流等）において高さ 15m を超える盛土を行う場合には、説明会は必須となります。その他の土地で盛土等を行う場合には、以下の３つの方法から周知方法を選択することができます。

- (１) 宅地造成等に関する工事の内容に関する説明会を開催すること
- (２) 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該土地の周辺地域の住民に配布すること
- (３) 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること

※ 溪流等の範囲は、静岡県ウェブサイトで公開しています。

※ 周知を行う範囲の考え方については、静岡県ウェブサイトで公開しています。

Q１－４ 申請書や届出書に押印は必要ですか？

A 押印は必ずしも求めるものではありません。

Q１－５ 盛土タイプの判断はどうやって行えばいいですか。

A 盛土タイプは、谷埋め盛土、腹付け盛土、平地盛土の３つに分類され、その定義は下のようになります。

「谷埋め盛土」については、静岡県ウェブサイトで公開している溪流等の範囲で盛土

を行う場合は、これに該当します。

「腹付け盛土」や「平地盛土」は、原地盤勾配による分類をする必要があるため、地形図等を用いて原地盤勾配を計測して判断してください。なお、盛土がある部分の原地盤勾配のみで考えるものではなく、盛土の前後区間の地形を含めて判断してください。

〔盛土タイプの定義〕

(1) 谷埋め盛土

谷や沢を埋め立てて行う盛土

(2) 腹付け盛土

原地盤勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

(3) 平地盛土

原地盤勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

Q1-6 住民への周知は、許可申請の何日前までに実施すればよいですか。

A 盛土規制法では、住民への周知の時期について定めはありません。申請日までに適切に周知を行ってください。

Q1-7 資力信用確認書類の「直前3年の所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類」とは何を添付すればよいですか。

A 税の納付すべき額及び納付済額が確認できる書類としては、下記のものと考えられます。

法人	納税証明書（その1）
個人	【給与所得のみの場合】給与所得の源泉徴収票 【事業収入がある場合】確定申告書および納税証明書（その1）

Q1-8 設計者の実務経験や工事施行者の過去の実績はそれぞれどのようなものが認められますか。

A 設計者の実務経験は、土木工事又は建築工事の設計又は工事監理(設計図書どおりに工事が行われているかを確認する立場であること。)に従事した経験であって、現場における単純な労務に従事した経験は含まれません。

工事施行者の過去の実績の欄には造成を含む工事の実績を記載し、面積の欄には造成を行った面積を記載してください。

Q1-9 役員の中に、海外在住の方や外国籍の方がおり、住民票を取得することが難しいのですが、どのような書類を提出すれば良いのでしょうか。

A 住民票の写しが提出できない場合は下記の書類により代えることができます。

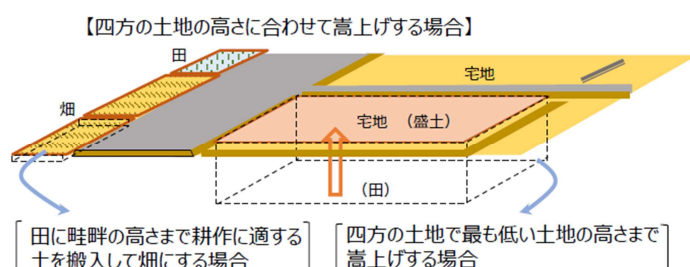
区分	提出書類
日本在住の日本人・外国人	マイナンバーカード写し（表面のみ）
海外在住の日本人	日本領事館発行の在留証明又は戸籍謄（抄）本
海外在住の外国人	パスポートの写し

【2】許可の対象等

Q2-1 平地における埋立ては、許可の対象となりますか。

A 平地（土地の勾配 1/10 以下）において、四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせてかさ上げを行い、平坦にするために行う埋戻し行為は、盛土に該当しないため、法規制の対象とはならず、許可も不要となります。

【四方の土地の高さに合わせて嵩上げする場合】



【四方の土地より少し高く盛土をする場合】

窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面（基準面）を基準として、基準面からの盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合、許可等は不要。



Q2-2 許可の対象規模の判断はどのように行えばいいですか。

A 許可の対象となる規模要件は、高さ要件と面積要件の2つがあり、詳細については申請の手引き第Ⅰ編のⅠ-14 頁に記載のとおりです。

高さ要件については、盛土や切土、土石の堆積の最大高さで判断します。

一方で、面積要件については、以下のとおり判断します。

- 宅地造成・特定盛土等の場合は、高さ 2m 以下の盛土・切土であり、かつ盛土・切土を行う前後の地盤面の標高差（盛土厚）が 30cm 以下の箇所を除外して面積を算定し、500 m²を超えるか否か。
- 土石の堆積の場合は、堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30cm 以下の箇所を除外して面積を算定し、500 m²を超えるか否か。

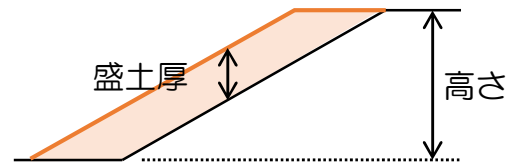
なお、この結果、許可対象となった場合は、標高差（盛土厚）が 30cm を超えない箇所を含む盛土・切土全体を対象として、審査を行うことになります。

（参考）標高差（盛土厚）の考え方

（例 1）平地における盛土の場合



（例 2）傾斜地における盛土の場合

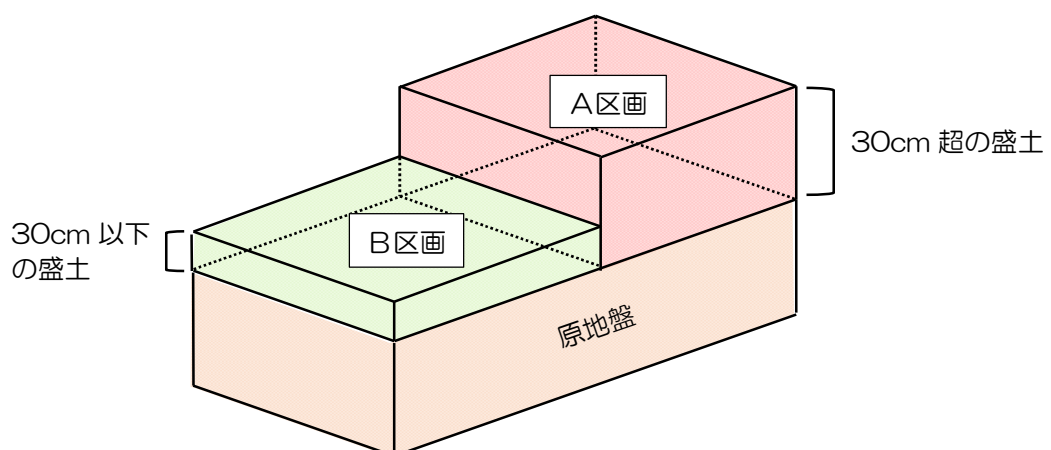


Q2-3 事業区域の中で盛土の形状が異なる区域が存在する場合、許可の要否の判断はどのようにすればいいですか？

A 許可の要否は、許可対象規模以上の盛土の有無により判断します。

例）事業区域全体（A+B区画）において、A区画が 30cm を超える盛土（許可対象規模）であり、B区画が 30cm 以下の盛土（許可不要の規模）である場合

⇒事業区域全体（A+B区画）のうち、30cm を超える盛土（A 区画）が許可対象規模を超える場合には、事業区域全体（A+B区画）に対して許可が必要となる。



Q2-4 グラウンド等に土石を薄く敷き均す場合でも、許可の対象となりますか。

A 平地における 30cm 以下の土石の敷均しについては、土地の形質変更に該当しないため、法規制の対象とはならず、許可も不要となります。

Q2-5 地下埋設物等の設置のため平地を床掘する行為は、許可の対象となりますか。

A 平地の原地盤を一時的に掘削し、地下埋設物等の設置後に再び原地盤まで埋戻す場合には、土地の形質変更に該当しないため、法規制の対象とはならず、許可も不要となります。

一方で、平地の原地盤を掘削し、埋戻しせずそのままの状態にする場合には、土地の形質変更に該当するため、法規制の対象となり、許可を要する規模以上で行う場合は、許可が必要となります。

なお、傾斜地（土地の勾配 1/10 超）の原地盤を掘削し、地下埋設物等を設置する場合には、まず切土を伴うことになり、原地盤まで戻す場合であっても平地とは異なり埋め立てとはならず、盛土として扱います。そのため、地下埋設物等の設置に係る切土・盛土が法規制の対象行為に該当する場合には、許可を要することとなります。具体的な事案については、別途御相談ください。

Q2-6 調整池を造るために行う掘削（床堀）も、許可が必要になりますか？

A 調整池の設置に伴う原地盤の掘削（床堀）であっても、原地盤が下がることから土地の形質変更に該当するものと考えます。よって、法規制の対象となり、許可を要する規模以上で行う場合は、許可が必要となります。

Q2-7 切土により山がなくなり、平坦になる場合であっても、許可は必要になりますか。

A 切土により平坦になる場合であっても、土地の形状を変更する行為であるから、許可を要する規模以上で行う場合は、許可が必要となります。

Q2-8 田畑転換等のために行う盛土や切土は、許可の対象となりますか。

A 土地改良事業以外の田畑転換や農業用施設用地の整備、ほ場の大区画化・均平等、土地の形質の変更に該当すると認められる工事については、法規制の対象となり、許可を要する規模以上で行う場合は、許可が必要となります。

Q2-9 土地利用事業の承認を受けた工事は、許可の対象となりますか。

A 許可が不要となる要件に定められていないため、一定規模以上で行う場合は、許可が必要となります。

Q2-10 本体工事に伴い、一時的に仮置きするものは、許可の対象となりますか。

A 本体工事の施工に付随して行われる土石の堆積（仮置き）にあつては、当該工事の期間中に限り、以下の(1)～(3)の全てを満たす場合に、許可が不要となります。

- (1) 当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石であること
- (2) 当該工事の現場又はその付近に堆積すること
- (3) 当該工事にかかる主任技術者等により当該工事の管理と併せて一体的に管理されること

ただし、当該工事の完了後にも、なお土石の堆積（仮置き）を継続する場合には、この土石の堆積（仮置き）は許可の対象となります。

※「工事の現場の付近」は、工事現場間の直線距離が20km以内を想定しています。

Q2-11 公共事業として行う工業団地等の造成は、盛土規制法の許可が必要となりますか。

A 公共事業であっても、許可を要する規模以上で行う場合は、許可（国や都道府県、政令市、中核市の場合は協議）が必要となります。

ただし、公共施設用地^{※1}内で行う工事については、法規制の対象とはならず、許可も不要となります。

※1 公共施設用地（宅地造成及び特定盛土等規制法第2条、施行令第2条、施行規則第1条）

次の施設の用に供されている土地

- ・道路、公園、河川
- ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設（自衛隊の施設、アメリカ合衆国軍隊の施設）
- ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

Q2-12 建築物の建築に伴う造成は、許可の対象になりますか？

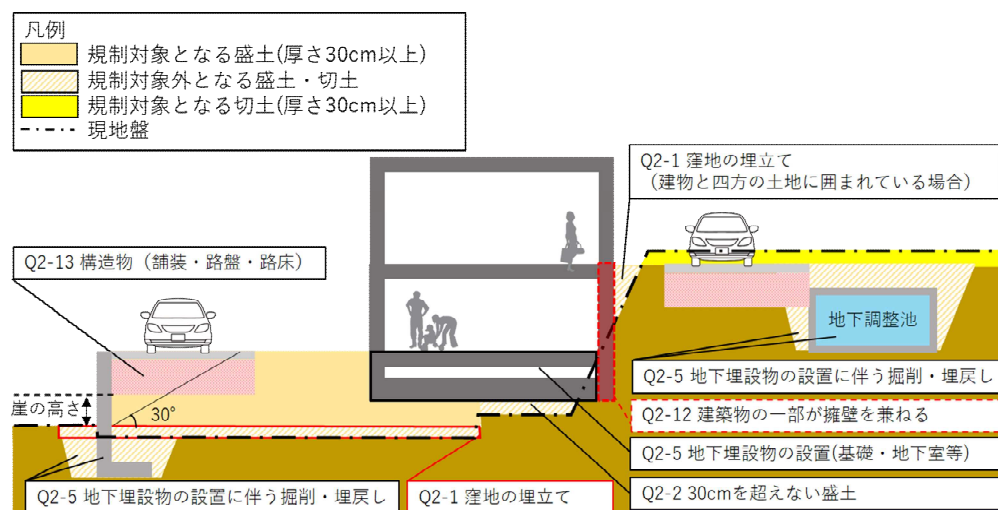
A 建築物の建築と一体不可分と判断される造成行為は、建築行為に含まれるものとし、盛土規制法の対象とならないものと考えます。

例えば、建築物の設置により崖が生じる場合でも、建築物が擁壁を兼ねている場合は、盛土規制法の対象とならない。

また、建築物の基礎や地階室の設置に伴う掘削や埋め戻しについて、構造物の設置に伴う掘削・埋め戻しとなり切土とは扱われません。(Q2-5参照)

ただし、建築物の底盤を上げるための造成行為は、建築と一体不可分と判断されず規制対象となります。

(例：イメージ図)

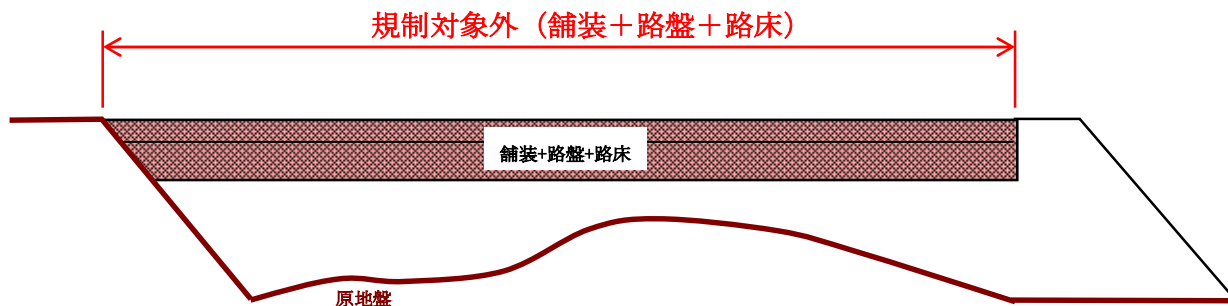


Q2-13 敷地内道路や駐車場等のアスファルトやコンクリート舗装の造成は許可が必要になりますか？

A 舗装構成として必要な範囲においては、舗装、路盤、路床は構造物として取り扱います。そのため、舗装の造成のために行う掘削は構造物の設置に伴う掘削・埋め戻しとなり切土とは扱われず(Q2-5参照)、舗装、路盤、路床の設置は、構造物の設置となり盛土とは扱いません。

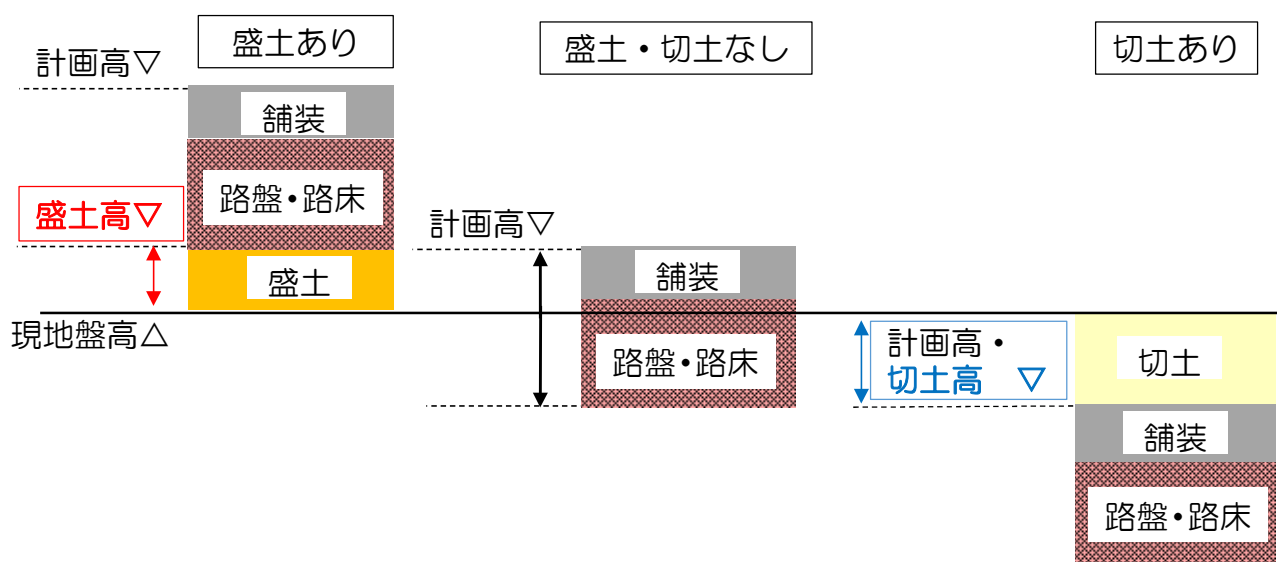
以上のことから舗装の造成に必要な範囲で掘削を行い、舗装を行う行為は土地の形質変更に該当しないものと考えます。

ただし、舗装構成として必要な範囲を超える部分は、法規制の対象となり、一定規模以上で行う場合は、許可が必要となります。(下記(参考)舗装箇所における盛土・切土の厚さの考え方 参照)



(参考) 舗装箇所における盛土・切土の厚さの考え方

項目	高さの取り方
盛土高さ	計画高から舗装構成（舗装・路盤・路床）を除いた高さ
切土高さ	現地盤高から計画高までの切下げ高さ



Q2-14 宅地分譲に係る800平米の造成を400平米ずつ時期を分けて実施する予定です。造成時期がどの程度、離れていれば許可要否の判断の際に造成面積が合算されないでしょうか。

A 盛土規制法では、工事における一体性の判断基準について、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から、総合的に判断することとされており、この基準の下、許可逃れが疑われる場合は、指導や処分等、適切な対応をしていくこととなります。

そのため、盛土規制法において、隣接する工事の造成時期に必要な離隔期間は定められていません。そして、ある時点において、計画があるものについては、一連の工事として許可の要否を判断いただくのが基本的な考え方です。

一方で、許可対象規模未満の造成を行い、その後、また造成計画が持ち上がるという

ことも考えられ、その場合に、必ずしも次の計画を認めないとするものではありません。

Q2-15 擁壁の改修は許可が必要になりますか？

A 以下の要件をすべて満たす場合は、許可を要しない工事として取り扱います。なお、擁壁の高さが2mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認が必要となる場合があります。

ア) 既存の擁壁が盛土規制法施行令第8条第1項第2号又は第17条に定める形式であること。

イ) 擁壁の高さが変わらないこと。

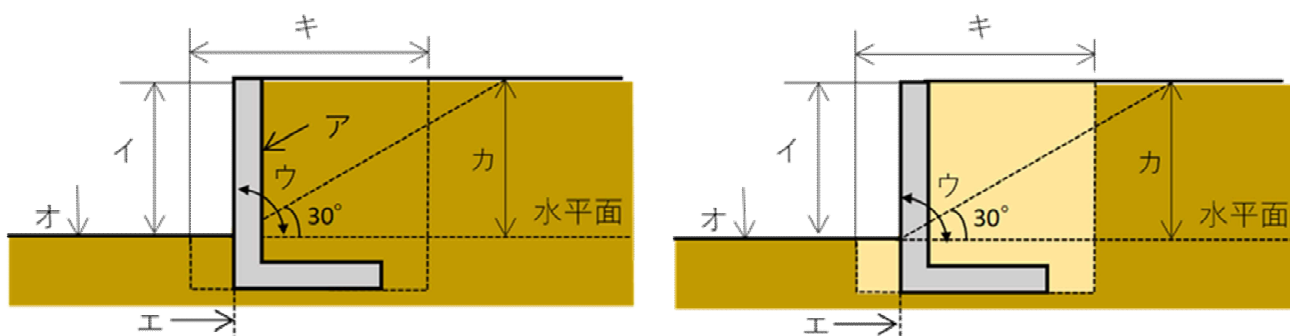
ウ) 擁壁前面の勾配が変わらないこと。既存の擁壁が嵩上げ擁壁である場合は、新たに築造する擁壁前面の勾配が盛土規制法施行令第8条第1項第2号又は第17条に定める形式に適合する部分の擁壁前面の勾配であること。

エ) 擁壁前面と地盤面が交わるところの水平位置が変わらないこと。

オ) 擁壁前面の地盤高が変わらないこと。

カ) 崖の高さが変わらないこと。

キ) 擁壁の設置のための最小限の床掘及び埋戻しであること



Q2-16 既存崖に擁壁を設置する場合に許可は必要になりますか？

A 以下の要件をすべて満たす場合は、許可を要しない工事として取り扱います。なお、擁壁の高さが2mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認が必要となる場合があります。

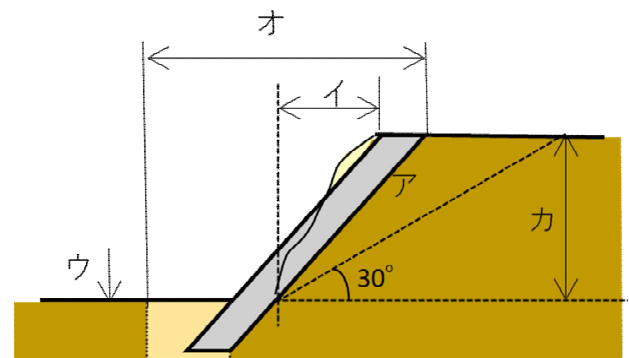
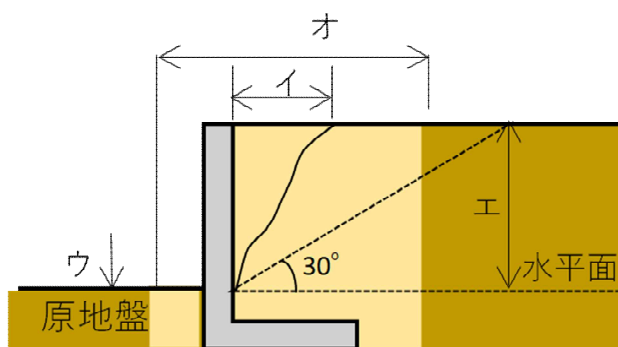
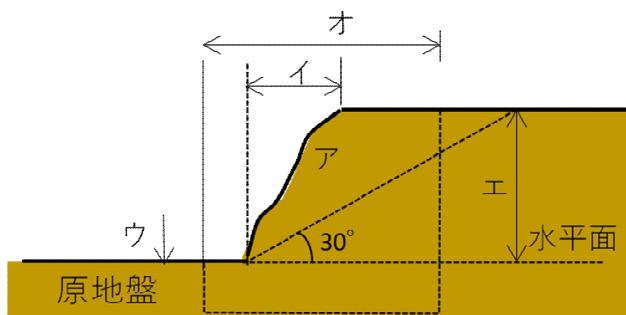
ア) 既存の崖が擁壁で覆われていない又は崖を覆う既存の擁壁が盛土規制法施行令第8条第1項第2号又は第17条に定める形式に適合していないこと。

イ) 新たに築造する擁壁の前面及び背面の水平位置が既存の崖の範囲内に収まっていること。ただし、イを含めた施行区域内の切土・盛土の面積が500㎡以内に収まっていること。

ウ) 既存崖の下端の地盤高と新たに築造する擁壁前面の地盤高が変わらないこと。

エ) 崖の高さが変わらないこと。

オ) 擁壁の設置のための最小限の床掘及び埋戻しであること。



Q2-17 盛土規制法の許可等が不要となるケースとして、「災害の発生のおそれがないと認められる工事」として、どのようなものが挙げられますか？

A 盛土規制法施行令第5条第1項及び施行規則第8条に列記されたものが当たります。他法令の許認可を取得した工事や一定規模以下の工事などが挙げられます。

Q2-18 廃棄物処理施設で行う盛土・切土は許可は必要になりますか？

A 廃棄物処理施設については

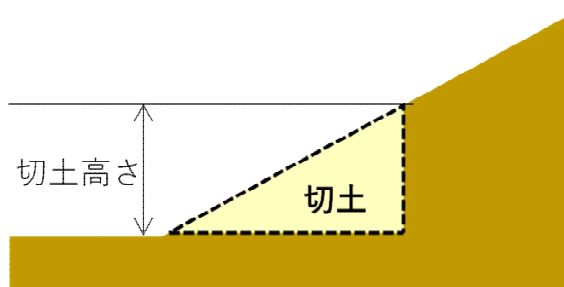
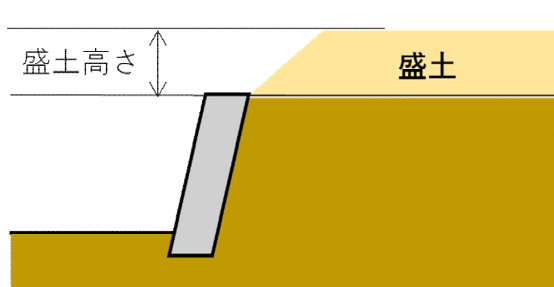
- ・国又は地方公共団体が管理する廃棄物処理施設については公共施設用地となり規制の対象外(省令第1条第2項)
- ・省令第8条第1項4号に記載の許可を受けた者や市町村の委託を受けた者が行う当該許可等に係る工事は災害のおそれのない工事として許可不要となります。

例えば、廃掃法第14条第6項の許可(業の許可)を取得した者が許可の範囲内で行う工事や廃掃法第15条第1項の許可(施設の許可)を受けた者が行う当該施設に係る工事は許可は不要となります。

Q2-20 既存の崖の上に盛土等を行う場合、崖の高さの判断は既存崖の高さを含みますか？

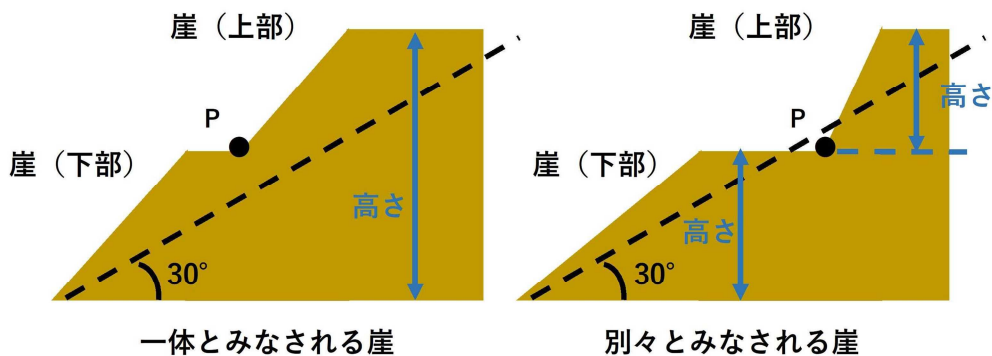
A 規制対象となる高さの判断は、新規に盛土・切土を行ったところから判断しますが、安定計算の際には現地盤を含み検討する必要がある場合があります。

例えば、水路が隣接している土地で宅地造成等をする場合、水路の底からではなく、地盤高を基準として盛土の高さとします。隣地との境に水路がある場合は、対岸の地盤高を基準として高さをとる場合もあります。



Q2-21 複数の崖がある場合、どのように判断されますか？

A 崖（下部）の下端からの30度を示す線分よりも崖（上部）の下端Pが上方にある場合、一体の崖とみなし、下端Pが下方にある場合、別々の崖とみなします。



【3】令和7年5月25日以前に着手済みの工事

Q3-1 現在着手している工事については、盛土規制法に基づく規制区域の指定後、新たに盛土規制法の許可を取る必要はありますか。

A 現在着手している工事については、新たに法の許可を取る必要はありませんが、工事主は、区域の指定があった日から21日以内に、県に届け出る必要があります。

Q3-2 令和7年5月25日までに完了した工事についてどのような手続きが必要となりますか？

A 令和7年5月25日までに完了した工事については、許可の取得や届出は不要です。ただし、災害の防止に必要な場合は、静岡県からの勧告や改善命令の対象となる可能性があるため、その土地を安全な状態に維持することが必要となります。

【4】都市計画法の開発許可

Q4-1 都市計画法の開発許可を受けた工事でも盛土規制法の許可を受ける必要がありますか。

A 規制区域内において行われる盛土等について、当該規制区域の指定後に開発許可を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。このため、都市計画法の開発許可を受ければ、盛土規制法の許可申請は不要となりますが、その後の中間検査や定期報告は盛土規制法に基づき行うことになります。

規制区域の指定前に開発許可を受けても、規制区域の指定前に現場に着手していない場合は、改めて盛土規制法の許可が必要となります。詳しくは、静岡県ウェブサイトの

うち、「規制区域指定前後の工事の取扱いについて」をご覧ください。

Q4-2 都市計画法の開発許可を受けた工事について、現場に掲示する標識は都市計画法の標識で兼ねることはできますか。

A 都市計画法上の標識と盛土規制法上の標識は内容が異なるため、別途宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第23号による標識を設置する必要があります。許可番号、許可年月日の欄は開発許可のものを記載してください。許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先の欄は静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課盛土対策班を記載してください。

【5】既存盛土

Q5-1 盛土規制法に基づく規制区域の指定前に造成した盛土等でも、盛土規制法の対象になりますか。

A 規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、盛土等に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならないこととされています。この「盛土等」は法規制対象規模のものとなりますが、規制区域の指定前のものも含まれます。

盛土等が規制区域の指定前にされた場合であっても、その盛土等がされた土地の所有者等は、災害防止のため、勧告や改善命令を受けることがあります。

【6】定期報告・中間検査・完了検査

Q6-1 定期報告の対象となる条件である「盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの」の面積の判断は、盛土や切土の厚さが30cm以下の箇所を除外して面積を算定しますか。

A 高さ2m以下の盛土・切土であり、かつ盛土・切土を行う前後の地盤面の標高差（盛土厚）が30cm以下の箇所を除外するのは、許可要否を判断する際の考え方になります。許可申請を要することになった工事については、厚さにかかわらず区域内で行う全ての盛土・切土が「盛土又は切土をする土地の面積」に含まれることになりますので定期報告の要否を判断する際も、盛土や切土の厚さが30cm以下の箇所は除外しません。